

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(標識の設置等)</u> <u>第3条 法第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「申請予定者」という。）は、周辺住民等（旅館業を営もうとする施設がある建物に係る敷地及びその敷地に隣接し、又は近接（その敷地からの距離がおおむね10メートルの範囲をいう。）する土地に存する建物を所有し、又は建物に居住する住民等をいう。以下同じ。）に旅館業に係る営業計画の周知を図るため、当該許可の申請に先立って、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び名義変更については、この限りでない。</u> <u>2 区長は、申請予定者が前項の規定による標識を設置しないときは、当該申請予定者に対し、標識を設置するよう指導することができる。</u> <u>(説明会の開催等)</u> <u>第4条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）により旅館業に係る営業計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び名義変更については、この限りでない。</u> <u>2 区長は、申請予定者が前項の規定による説明会等を行わないときは、当該申請予定者に対し、説明会等を行うよう指導することができる。</u> <u>(社会教育施設等)</u> <u>第5条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</u>	〔新設〕 〔新設〕 〔同左〕 第3条 〔同左〕

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(意見聴取)

第6条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。

(1)～(3) 〔略〕

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第7条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 旅館業の営業に係る施設（以下「営業施設」という。）については、次の換気措置を講ずること。

ア・イ 〔略〕

(2) 営業施設の採光及び照明は、十分な照度を有するようにし、照明設備については、次の措置を講ずること。

ア 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

イ 定期的に清掃し、常に清潔を保つこと。

(3)～(5) 〔略〕

(6) 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア 旅館・ホテル営業及び下宿営業 1客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルにつき1人

イ 〔略〕

(7)～(12) 〔略〕

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第4条 〔同左〕

(1)～(3) 〔略〕

〔同左〕

第5条 〔同左〕

(1) 〔同左〕

ア・イ 〔略〕

ウ 客室内の空気中の炭酸ガスの濃度は、0.15パーセント以下とすること。

(2) 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。

ア 客室（客室に付設されたエに掲げる施設を除く。以下同じ。）、応接室及び食堂 40ルクス以上

イ 調理場及び配膳室 50ルクス以上

ウ 廊下及び階段 常時20ルクス以上（深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、10ルクス以上）

エ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上

(3)～(5) 〔略〕

(6) 〔同左〕

ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 1客室の墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルにつき1人

イ 〔略〕

(7)～(12) 〔略〕

(宿泊を拒むことができる事由)

第8条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1)・(2) 〔略〕

(営業者の遵守事項)

第9条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 営業施設の入り口付近には、宿泊施設である旨を宿泊者や周辺住民等へ周知するため、規則で定める表示をすること。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第10条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。) 第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、規則で定める玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること。

(2) 調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。

ア～エ 〔略〕

オ 修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる施設については、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設し、配膳室には、床面からの跳ね水等による汚染を防止するために十分な高さの配膳台及び食器戸棚を設けること。

(3) 客室は、次の基準によること。

ア 1客室の規則で定める構造部分の床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 〔略〕

ウ 客室と他の客室、廊下等との境界は、規則で定めるものを用いて区画するこ

〔同左〕

第6条 〔同左〕

(1)・(2) 〔略〕

〔同左〕

第7条 〔同左〕

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。) 第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

(2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。

(3) 調理場は、次の構造設備の基準によること。

ア～エ 〔略〕

〔新設〕

(4) 〔同左〕

ア 1客室の規則で定める構造部分の床面積は、政令第1条第1項第2号イ又は第3号に規定する面積以上であること。

イ 〔略〕

〔新設〕

と。

- (4) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。
- (5) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。
- (6) 浴室は、次の基準によること。
ア～エ 〔略〕
- (7) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。
ア・イ 〔略〕
- (8) 便所は、次の基準によること。
ア 〔略〕
イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定めるところにより、便器を設置すること。
- (9) 共同洗面所を設ける場合には、規則で定めるところにより、給水栓を設置すること。

(5) 〔同左〕

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

ア～エ 〔略〕

(8) 〔同左〕

ア・イ 〔略〕

(9) 〔同左〕

ア 〔略〕

イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

(10) 共同洗面所を設ける場合には、規則で定める数の給水栓を設置すること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に規定する基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設についてのみ適用する。

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま若しくは板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 調理場を設ける場合には、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設すること。

(3) 前号の配膳室には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「政令第1条

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第11条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 全ての客室の規則で定める構造部分の延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

(4)・(5) [略]

(6) 適当な規模の玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること。
ただし、規則で定める基準に適合するときは、これらの設備を設けることは要しない。

2 前条第2号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第3号イ及びウ並びに第4号から第9号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第12条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

2 第10条第2号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第10条第3号イ及びウ並びに第6号から第9号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

(衛生措置基準の特例)

第13条 区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、第7条第2号及び第6号に規定する基準に関し必要な特例を規則で定めることができる。

(構造設備基準の適用除外)

第1項第2号イ又は第3号」とあるのは、「政令第1条第2項第2号又は第3号」と読み替えるものとする。

[同左]

第10条 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 全ての客室の規則で定める構造部分の延べ床面積は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。

(4)・(5) [略]

[新設]

2 第8条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第8条第4号イ及び第5号から第10号までの規定並びに前条第1項第1号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

[同左]

第11条 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

2 第8条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第8条第4号イ及び第7号から第10号までの規定並びに第9条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

[同左]

第12条 区長は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、第5条第2号及び第6号に規定する基準に関し必要な特例を規則で定めることができる。

[同左]

第14条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項に規定する施設について、その構造設備が第10条及び第11条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

(1) 旅館・ホテル営業 第10条第2号、第4号、第5号、第6号イ及びウ、第8号並びに第9号に規定する基準

(2) 簡易宿所営業 第11条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第10条第2号、第11条第3項において準用する第10条第4号、第5号、第6号イ及びウ、第8号並びに第9号に規定する基準

2 前項の場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業の施設について、その構造設備が第10条第2号（第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）、第8号及び第9号（第11条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）に規定する基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第13条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項に規定する施設について、その構造設備が第9条及び第10条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

(1) 旅館営業 第9条第1項第2号、同条第2項において準用する第8条第3号、第9条第3項において準用する第8条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号に規定する基準

(2) 簡易宿所営業 第10条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第8条第3号、第10条第3項において準用する第8条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号に規定する基準

2 前項の場合のほか、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業の施設について、その構造設備が第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項において準用する第8条第3号並びに第9条第3項、第10条第3項及び第11条第3項において準用する第8条第9号及び第10号に規定する基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

〔同左〕

第14条 〔同左〕

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。